

こども医療費の助成対象を18歳までに拡大します

制度改正について

令和2年10月診療分から、こども医療費助成制度の助成対象を「中学3年生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に拡大します。

対象	改正前 (令和2年9月30日まで)	改正後 (令和2年10月1日以降)
未就学児・小学生	○	○
中学生	○	○
高校生等	×	○

※病院・薬局・歯科等を受診した際の保険診療（外来・入院費及び食事療養費）における自己負担分が助成対象です

※保険適用外の費用についての助成はありません。

医療証交付の手続きについて

(1) 過去に柏原市でこども医療証の交付を受けたことがない方

→令和2年8月中旬に「医療証交付申請書」を対象となる方こども宛にお送りしておりますので、以下のものを9月15日（火）までにご提出ください。

- ・医療証交付申請書
- ・対象のこどもの健康保険証の写し

手続きされた方には、新しいこども医療証を令和2年9月下旬に郵送します。

※期限を過ぎますと、こども医療証の発送が令和2年10月以降になる場合がありますので予め、ご了承ください。

(2) 過去に柏原市でこども医療証の交付を受けたことがある方

→新しいこども医療証を令和2年9月下旬に郵送します。

※保険等確認のため、医療証と合わせて申請書を同封しますので、10月30日（金）までに速やかにお手続きください。

(3) 現在、こども医療証の交付を受けている中学3年生までの方

→新しいこども医療証を令和2年10月下旬に郵送します。

※現在お持ちのこども医療証は、令和2年10月以降も使用可能です。

※生活保護・ひとり親医療費助成・施設入所児童など、他の医療費助成を受けている方はこども医療費助成の対象外です。